

博士学位論文審査要旨

申請者：井谷 泰彦（国士舘大学非常勤講師）

博論題目：南島村内法の罰札制度に見る沖縄の習俗としての社会教育

申請学位：博士（教育学）

審査員：主査 岩崎正吾 早稲田大学教育・総合科学学術院特任教授
副査 前田耕司 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 博士（教育学）
副査 坂内夏子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 博士（教育学）
副査 内藤 明 早稲田大学社会科学総合学術院教授

1. 研究の背景

表題の南島村内法（奥野彦六郎の命名）とは、「民間の自治活動」の規範、即ち集落ごとに展開される「字自治」の規範として、王府時代から近代に至るまで沖縄の習俗や民衆生活を規制してきた慣習的な「法」であり、「罰札制度」はその罰則システムである。その起源は、薩摩侵攻（1609年）以前の古琉球時代に遡ると推定されている。本論文で対象とする習俗としての社会教育とは、沖縄の伝統的な民間の「学び」を意味すると同時に、近代法の観点からは「実定法」とは異質の「契約」である南島村内法の執行をも意味しており、南島村内法自体をひとつの「習俗」として捉えている。

沖縄の社会教育には、自治体で施行される社会教育行政の他に、他府県では見ることのできない村落共同体（集落・字・シマ）独自の自治システムに根ざした社会教育が大きな力を有している。近代以降、日本本土では、社会教育行政は自治体行政を中心として展開されているが、沖縄ではシマ社会という生活共同体ごとに根を張る字自治の一部として組織されてきた。青年会や婦人会などの社会教育団体も、実態としてはすべて字の組織を中心に運営されている。戦後社会教育の中心施設の一つである公民館についても例外ではなく、沖縄では、法的には「公民館類似施設」と位置付けられる字公民館が中心となってきた。沖縄の社会教育は、現在では区行政として自治体の地域管理に組み入れられているが、基本的には今でも字自治システムの伝統が民間の自治的活動領域として存在しており、字公民館には、制度的枠組みに収まらない集落独自の「学び」がある。

本論文は、日本本土とは異なる歴史と伝統を背景に、慣習的な法制度に規制されてきた字自治との深いつながりの中で独自の発達をとげてきた沖縄の社会教育の特質とその意味を罰札制度に焦点を当てて解明するものである。

2. 本論文の目的と研究方法

本論文の目的は、沖縄の罰札制度の在り方の検証を通して、習俗としての社会教育が果たしてきた役割を明らかにすることである。すなわち、集落の規範と罰札制度は、沖縄の

習俗としての社会教育をどう左右してきたのか、そして、社会教育上の学びや制度的枠組みに収まらない集落独自の「学び」にどのような影響を与えてきたのか、それらを通して社会教育が習俗との回路を持つことの意味を明らかにすることが本論文の目的である。

本論文では、以下の3つの課題を設定し、それらの解明を通して上記目的の達成を試みている。すなわち、1) 各集落において罰札制度がどのように民衆の生活や習俗を規制してきたのか、その実態と社会教育への影響を明らかにすること、2) 村内法と罰札制度を介在することによって生じた沖縄の社会教育と習俗の相互変容の在り方を検証すること、3) 村落共同体の中で「土俗の力」による紐帯・凝集力がどのように機能していたのかを解明し、その力が生み出した「学び」の在り方を検証することである。

本論文における研究方法の特徴は以下の3つに集約される。第一に、民俗学における先行研究や資料に基づき、社会教育の視点から習俗の機能を捉え返していることである。第二に、『字誌』、『市町村史』及び『県史』などの「地域資料」を重視していることである。とりわけ『字誌』は沖縄・奄美に特有の地域資料であり、シマ社会の重要な記録である。沖縄全土の字のなかで、『字誌』を発行している集落は、全字の半数を超える674に及んでいる。本論のテーマである各集落における罰札制度の実態の解明も、基本的には『字誌』に依拠して明らかにされている。第三に、フィールドワーク（現地調査）に基づく、アンケート調査と「聞き書き」を活用していることである。方言札の調査としては、代表的な先行研究者である近藤健一郎による、沖縄県の全小学校『学校誌』に基づいた研究があり、どの時期にどの程度の範囲で方言札が「学校内」に存在したかを知ることができるが、本論文では、方言札が、学校の中で内弊した現象ではなく、あくまでも「習俗」として地域に広く根ざして存在していたことを重視し、その多様な使用形態や言語生活の実態から検証している。「聞き書き」は、会話形式に沿った自由回答に基づく「非構造化面接」の手法で、民俗学で多用される方法である。

3. 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序章 本論文の目的、課題及び研究方法

第1節 本論文の目的と課題

第2節 本論文の先行研究と意義

第3節 社会教育の源流としての習俗教育

第4節 研究方法

第5節 本論文の構成

第6節 用語解説

第1章 沖縄における習俗と社会教育

第1節 沖縄社会教育の特色

第2節 字自治とその歴史

第3節 沖縄の社会教育行政に求められるもの

第1章	まとめ
第2章	南島村内法と罰札制度の社会教育への影響
第1節	南島村内法と罰札制度
第2節	旧慣温存期と教育及び社会教育
第3節	罰札制度の執行者としての青年集団
第4節	近代沖縄における罰札制度の実際
第2章	まとめ
第3章	風俗改良運動のなかの南島村内法と罰札制度
第1節	沖縄における風俗改良運動
第2節	村内法に見る習俗と風俗改良における同化と近代化
第3章	まとめ
第4章	「性」をめぐる習俗と社会教育—「モーアシビ」から「エイサー」へ—
第1節	モーアシビ（毛遊び）と馬手間
第2節	モーアシビ（毛遊び）に見る「習俗としての教育」
第3節	モーアシビ（毛遊び）の伝統と現代のエイサー
第4章	まとめ
第5章	方言札の性格と起源に関する考察
第1節	方言札の基本的性格
第2節	方言札の復元
第3節	方言札出自説の検討
第4節	村落共同体出自説批判と沖縄のアイデンティティから見た方言札
第5章	まとめ
終章	
I	各章のまとめ
II	本研究の三つの課題への結論
III	本研究の今後の課題
	関係地図／関係年表
	主要参考文献一覧

4. 各章の概要

序章では、研究の背景、先行研究、研究目的を達成するための3つの課題、研究方法及び本論文で使用する沖縄研究に特徴的な術語などについて検討している。

第1章では、南島村内法とその罰則手段である罰札制度と社会教育の全体像を把握するために、社会教育の基盤となっている沖縄特有のシマ自治の特質を検討している。日本本土に典型的に見られる社会教育行政の枠に収まらない沖縄社会教育の特異性について分析し、社会教育行政の外側で展開される沖縄の社会教育が有する現在の意味を問いつつ、戦前の「村屋」を基盤として、戦後の字公民館が立ち上がる様相を検討している。字民によ

る「村揃」は制度としては無くなったが、「字自治規程」の残存に見られるように、字自治が消滅した訳ではなく、「罰札制度」もまた、エイサーやハーリーの練習をサボった者への課金という形で残されている。

本章ではまた、王府時代から続く字自治の特徴とその歴史性について考察し、沖縄特有の「土俗の力」を検討するときに避けて通れない、シマ社会の共同性の核にある「聖性」について論じている。「土俗の力」は、紐帯力と排他性を併せ持つ矛盾した概念であるが、沖縄各地で行われる民俗行事への参加、御嶽やアサギ、広場や集落公民館で行われる祈願や民俗芸能の過程で、沖縄独自の文化的特性が継承され、強靱な「学び」が展開される。社会教育学では扱い難い「聖性」への理解は、琉球文化全体の根本的理解に繋がるものである。祭祀・神事などの挙行における島人としての習俗の論理と市民社会の個の論理を架橋する役割を担えるのは自治体行政の役割であるとしている。

本章では、第1の課題「罰札制度の実態と社会教育への影響の解明」に関して、その前提としての沖縄社会教育の特色を浮き彫りにし、第3の課題「『土俗の力』による紐帯・凝集力の解明と、その力が生み出した『学び』の検証」に関して、今帰仁村、国頭村、本部地方及び渡名喜村などの字民による「自治」の事例を取り上げ、その結果「『土俗の力』による紐帯・凝集力」が、字自治を基盤にして生まれてくることを明らかにしている。全字民集会である「村揃」やその後身の住民会議により、字民同士の連帯が生み出され、現在の沖縄の社会教育も、その伝統が引き継がれていることが解明されている。

第2章では、第1章で論じた自治の規範である南島村内法と、その制裁手段である罰札制度の在り方について分析・考察している。すなわち、村内法の本質、近代にまでその法が残り得た歴史性、罰札制度の執行者である若者集団の在り方、そして、集落における罰札の実態と社会教育との関わりについてである。村内法は王府法よりも遙かに古い自然発生的な法であり、王府時代の法体系を継承した琉球王国では、民事事件は殆ど南島村内法に委ねられており、18世紀には間切役人と各シマで協議して執行されるようになった。法は間切ごと又は村（シマ）ごとに定められるゆえに、内容もそれぞれ異なっている。琉球王国における法体系は、建前上では薩摩藩による法令→琉球科律→南島村内法（間切村内法）という上下関係になっていたが、実態はその逆であった。「罰札制度」とは、科銭や科米、科松などを執行するために利用されたシステムであり、後に学校教育で使われる方言札もその応用であった。本章では、この慣習的な村内法が近代日本の一県になってからも沖縄で生き続けた理由を、沖縄史に特有の「旧慣温存期」（1879年の琉球処分から1903年まで）の存在に求めている。琉球処分以来、明治政府は急激な同化政策を進めたが、その一方で自治・租税・教育・行政組織等の経済・社会上の諸政策については旧琉球王国及び琉球藩時代の在り方（旧慣）を変えないでおくという二重政策を採用した。この政策は、沖縄と本土の法体系を切り離す植民地的・差別的な政策であったが、急激な本土との一体化が困難であった沖縄の独自性・自立性のある程度まで認めるもので、村内法が残存し得たのもその結果であった。

本章では、この「旧慣温存期」の存在故に、村内法・罰札制度の執行者としてシマ社会に残った沖縄の青年集団について論じている。沖縄の歌舞などの芸能や社会体育が現在まで残り得たのは、二才揃から青年会に至る集落の青年集団の活動によるところが大きいことが明らかにされている。本土においては、江戸時代の若者組が青年団の「原型」であったが、沖縄の場合は字（シマ）単位の組織がそのまま残されたため、若者組（二才揃）と青年会・青年団の関係は遥かに密接であった。しかし、1915年（大正4年）の第一次内務・文部両省訓令「青年団体ノ指導発達ニ関スル件」及び次官通牒「青年団体ノ設置ニ関スル標準」で、青年団の活動が「修養機関」（通俗教育・社会教化）と定められ、沖縄の青年集団にも社会教化団体としての性格を付与することになった。また、1920年（大正9年）の第三次訓令と次官通牒の発布により、沖縄の若者集団にも年齢制限が強いられ、そのことが沖縄の青年集団の再編をもたらす結果となった。しかし、沖縄の場合、その再編は指導機関である郡や市町村の上位青年会と、その実行部隊であり民衆生活に密着した各字（シマ）青年会（即ち上位青年会の支部）との間に質的差異をもたらした。社会教化団体として特化された郡や市町村の上位青年会とは異なり、戦前の末端の字青年会は、社会教化団体の支部としての性格と土着的青年集団としての性格という二重性格を帯同していた。本土では明治前半に消えた若者組の警防・村落自治への関与や産業振興団体としての活動を、沖縄では字の青年会が担っていたのである。

本章では、これらの考察を踏まえて、集落における村内法・罰札制度執行の実態を明らかにしている。先ず、大宜味村津波集落の「村内法」の全文を検討した後、『字誌』に基づいて、名護市辺野古、大宜味村喜如嘉及び金武町金武の各集落における罰札制度の運用の実態を明らかにしている。これらの検証の結果、名護市辺野古では旧来からの二才揃（若者組）の影響が強く現れているのに対し、大宜味村喜如嘉における村内法罰札制度は時代の影響を受けており、近代的な形を取っていることが明らかにされている。また、喜如嘉では方言札が青年団によって集落で執行されていたこと、金武町金武では、村内法の執行につきまとう恣意性が顕著であり、そのことが子どもたちに不公平感を持たせたこと、学校教育が農村の罰札制度に何の力も持ち得なかったことなどが解明されている。これらの事例を通して、村内法はその集落にのみ通用する規範であり、外部の人間には全く適用できないため、近代市民社会を構成する「個人」という概念では括れない沖縄独自の世界が存在することを検証している。罰札制度はシマの掟を叩き込む習俗と表裏一体となって執行されており、それは権力からの一方的強制ではなく、主体的に担われたことが重要である。罰札は、与えられる側からすれば、個を無視した不当で苛酷なシステムであったが、与える側からすれば、ひとつの社会教育的ツールと見なすこともできる。そして、その共同体至上主義への主体的な参与の在り方が、伝統芸能の保持や夜学校の開催といった沖縄における社会教育の特色ある展開に通底していることが明らかにされている。

本章では、第1の課題に関して、村内法と罰札制度の詳細を明らかにし、次に南島村内法の罰札制度が近代に入っても残りえた根拠を沖縄史特有の「旧慣温存期」に求め、罰札制の執行者としての青年集団を取り上げ、その制度の実態を解明している。また、

第2の課題に関しては、村内法・罰札制度を介在することによって習俗や社会教育が変容を余儀なくされ、同時に村内法と罰札制度自体が時代の波に洗われて変容を被る様相について、各集落の『字誌』に基づいて検証している。第3の課題に関しては、「土俗の力」の法的表現である南島村内法と罰札制度の執行は、青年会・青年団や二才揃系の青年組織がその担い手であり、道路普請や農作物の共同管理、集落の祭事や伝統行事などの活動を通して、農作物品種改良や山林保護に向けての実践的な生活学習が行われたことを検証している。

第3章では、近代の「風俗改良運動」の指針が村内法の上でどのように条文化され、そのことが沖縄の社会教育と習俗にどのような変容をもたらしたのかを検証し、シマ社会の住民たちのその変容への向き合い方について考察している。これは、本論文第2の課題である、村内法・罰札制度を介在させることによって起こった社会教育と習俗の変容の検証と関連している。南島村内法とその罰則手段である罰札制度は、近代に入ると「風俗改良運動」と結びついて、沖縄古来の伝統文化を否定する手段として立ち現れた。その最たるものが、母語の使用を禁じる「方言札」であるが、その他にも「モーアシビ」（毛遊び）を禁じた「モーアシビ札」や寝宿を禁じた「ヤガマ札」など、旧来からの伝統的習俗を否定するための罰札が生みだされ、利用されていった。

沖縄では、本土で進められた「地方改良運動」は専ら「風俗改良運動」として現れ、多くの沖縄固有の習俗が「改良」の対象とされ、社会教育史上で「風俗改良運動」といえば先ずこの沖縄の事例を指すのはこの特質による。本章では、沖縄の風俗改良運動が有した特徴を次の2点に集約して提示している。一つは、同化と近代化という異なる二つの方向性を内に孕んで展開されことであり、二つは、各地の青年会・風俗改良会主導の風俗改良運動が、国や県によって組織的に行われた運動ではなかったということである。

近代に入ってから県外とのコミュニケーションの増大、出稼ぎや海外への移民の増大は、県民の間に「後進県」沖縄を相対化する視線を作り、そのことが、若者たちの近代化志向をもたらし、市町村の青年会や風俗改良会を中心として、半ば自然発生的な風俗改良運動を推し進める結果となった。だが、その運動がもたらした習俗近代化の多くは日本本土との同化と一体となったものであった。その実態はシマによって様々である。例えば、シマの外の異性と恋愛関係に陥ったときに課される「馬手間」という習俗の改廃を例に取れば、従来通りの馬手間規定が残る地域と、その習俗の廃止を規則に定めた地域とが隣接している。その在り方は、この運動が、行政によって組織的に行われた訳ではなく、運動も決して成功したとは言いがたい様相を呈していると結論づけている。

郡や町村の上位青年会や風俗改良会は、学校教員や間切役員など地域の指導層を主な成員としており、運動も啓蒙的色彩の強いものであった。だが、この運動の指針が集落レベルの青年会に下されたとき、シマの自治というフィルターを通してシマの掟（村内法）と化して大きな変容を被ることが多かった。上位青年会や風俗改良会では抽象的な表現に留まっていた生活規制が集落（シマ）レベルの村内法で具体的な指針となると、まるで現

実性のない条文や奇妙な条文が並ぶことにも繋がった。こうした過程を通じて、民衆に支持されない風俗改良の対象は淘汰され、沖縄の文化や伝統を根絶やしにしかねないような同化政策をストレートに実行するという愚は避けられたのである。「風俗改良運動」における上からの同化政策は、民衆の「シマの自治」の規範である村内法を通して、ときには利用され、ときには換骨脱胎されたが、その結果として沖縄文化の保持に繋がったことが検証されている。

第4章では、風俗改良運動のなかで真っ先に改廃の対象となった村内婚のための「モーアシビ」の習俗を中心に、それと表裏する村内婚禁止のための「馬手間」の習俗、そして習俗としてモーアシビの持つ教育機能を引き継いだ戦後の「エイサー」の在り方について考察している。戦後沖縄の青年会活動の支柱である「エイサー」に関しては、これまで山城千秋などを中心に社会教育学上で論じられてきたが、これと密接に関係しているモーアシビや馬手間の習俗が正面から扱われることは殆ど無かった。

本章では、モーアシビの習俗が担っていた教育機能が、戦後にエイサーとして残り、それが青年会活動の支柱となって行く過程を検証している。これは、第1の課題「罰札制度の実態と社会教育への影響の解明」に関係するものであり、その実態の解明を、習俗として終末期に位置する沖縄戦前後の様相を知る住民への「聞き書き」を軸として、地域資料や民俗学の先行研究に依拠して行っている。琉球処分後、国から改廃の対象とされたモーアシビの習俗は、罰則執行者とモーアシビ参加者とが極めて近い関係にあるため、習俗を続けるために規則に抜け穴を作ったり、村内法で禁止されても墓場などでこっそりと続けることが可能であった実態が解明されている。これは、村内法・罰札制度（習俗）と社会教育との相互変容という本論文の第2の課題の解明とも連動するものである。また、モーアシビとエイサーを「土俗の生み出した学び」の一典型として取り出し、その学びの在り方と機能の継承について解明している。

1日の仕事を終えた結婚前の若者たちが、野原（モー）や海浜に集まって深夜遅くまで歌い踊るモーアシビは、前近代の沖縄の平民男女が結婚相手を探す唯一の手段であり、自由な恋愛の場であった。儒教思想の影響下に、「家」の論理で結婚相手が決められる士族層にこの習俗は存在しない。この習俗が真っ先に改廃の対象となったのは、「家」の承認を経ずに男女が結ばれるという自由恋愛による結婚が、「イエ制度」を重視する為政者たちに許し難いものであったからである。本章では、モーアシビの持つ教育的機能として、

（1）歌舞の伝承機能、（2）創造活動の場としての機能、（3）伝統的地域体育の伝承機能、（4）仲間づくりの機能、（5）労働への活力を生み出すレクリエーション機能及び（6）性教育機能などを抽出し、それがエイサーへと受け継がれ、青年会の活動を支えたことが解明されている。結婚相手を見つけるための歌舞の習俗であるモーアシビと、盆の伝統行事であるエイサーとは系譜は異なっているが、歌舞の文化伝達機能の場としても、出会いの場としてもその機能は共通している。エイサーで歌われる音楽の多くもモーアシビ由来のものである。モーアシビからエイサーへとその習俗が引き継がれたことは、

これまで音楽関係者によって指摘されてきたが、本章では社会教育の視点からその継承性を初めて明らかにしている。これは、第3の課題「『土俗の力』による紐帯・凝集力の解明とその力が生み出した『学び』の検証」にも関係している。風俗改良運動等で取締りを受けても根絶できなかった事実の根底には、自然発生的習俗の持つ根源性と強靱性が反映されている。見方を変えれば、結果的にはシマの自治が沖縄文化を守ったとも言えるのである。

第5章では、方言札の性格と起源に関する考察を通して、学校社会に入り込んだ罰札である「方言札」について解明している。「方言札」は学校だけでなく、社会教育の現場でも使用されており、学校社会と村落共同体の双方に関わる罰札であった。本章では、方言札を通じて農村社会の習俗と学校社会とがどのように交差していたのか、その実態を明らかにしている。これは、罰札制度の実態と社会教育への影響を明らかにするという本論文の第1の課題と関係している。

方言札の研究に関しては、著者は既に『沖縄の方言札』（ボーダーインク社、2006年）を刊行し、農村での方言札の流通に着目して、南島村内法の罰札と学校方言札との関連を明らかにしているが、本章では、これまでの先行研究を整理しつつ、方言札の出自に関する説を以下の4つの説として提示し、それらを資料に基づきながら丹念に分析・検討している。すなわち、（1）社会言語学者田中克彦のフランス出自説、（2）強権的な奈良原県政の下で、内務省の末端機関である県学務課長が師範学校校長を兼ねるといふ異様な在り方から自然に生まれたとする上沼八郎をはじめとする県学務課・師範学校出自説、（3）金城三郎という教師が県立二中時代に方言札を創作したとする「県立二中出自説」、そして（4）井谷による「村落共同体出自説」である。（1）は外国から持ち込まれたとする説の恣意性と罰札そのものの沖縄における歴史を顧みない説として批判し、（2）は方言札の母胎である罰札制度を執行していた村落共同体の姿が全く見えてこないところに問題があるとし、（3）は傾聴すべき説ではあるが、金城三郎という教師だけが「方言札」の発明者（1907年）とするには、方言札の多様な形態、使用方法、普及時期及び罰則などの違いが余りにも大きく問題があるとしている。年代的に考察しても、北谷小学校などで方言札の使用例（1903年）があることなどを明らかにしている。

「方言札」に教育学の分野から最初に研究のメスを入れたのが近藤健一郎である。近藤は、学校記念誌に掲載されている回想記や座談会記録を資料として、近代沖縄の学校で方言札がどの程度存在していたのかについて調査し、その成果を数多く公表している。こうした研究を背景に、沖縄における国語教育の視点から「方言札が存在しない時期」をこそ明確にすべきであるとし、井谷の「村落共同体出自説」がその点で曖昧であるとして批判している。しかし、井谷によれば、近藤が言説上でのみ存在し、実態を問われることのない方言札を学校教育の場に限定して緻密に分析した点では首肯するが、国語教育という視野からの把握だけでは、方言札出現の説明としては余りにも狭く、方言札が習俗としてここまで広範囲に広がっていった理由が説明できないとして反批判している。

近藤の研究には、母胎である農村の罰札にも、方言札の「習俗」としての側面にも何一つ言及されていない。これに対して、本章では、方言札が沖縄古来の習俗である罰札制度と明治末から大正期の沖縄を席捲した『風俗改良運動』との結合の結果として生まれたとする自説を説得的に展開するとともに、外部に対して閉ざされた沖縄村落共同体の「閉鎖性」（土俗の力）と学校共同体が有する「閉鎖性」との共振こそが戦後に至る方言札の蔓延を生んだという独自の見方を提示している。

方言札は、習俗であるが故に、地域社会で青年団のような社会教育団体によって担われ、誰が強制した訳でもないのに、戦後になってごく自然に沖縄の学校社会のなかに復活している。終戦直後には、方言札の使用が途切れた時期もあったが、それは本土への復帰か、米国支配の肯定か、独立か、信託統治のような形を目指すのか、政治家をはじめとして沖縄のすべての人々が揺れ動いていたアイデンティティの空白期であった。戦後における方言札の復活の背景には、激しい祖国復帰運動があり、それを支える民衆の熱意があったことは言うまでもない。方言札の再登場の意味は、本土とは異なる沖縄の歴史と社会文化的伝統、とりわけ、習俗としての南島村内法、罰札制度との関係を抜きに語ることはできない。

終章では、本論文の各章における考察を総括するとともに、本論文の目的を達成するために各章で論じてきた研究の3つの課題への結論を再度整理し、最後に、本研究の今後の課題について論じている。

5. 総評

本論文の意義は、シマ社会の紐帯を支えた縛りともいえる「罰札制度」を社会教育の分野においてはじめて正面から取り上げ、その影響関係を位置づけたことにある。これまで、沖縄のシマ社会の自治とその規範である南島村内法の影響については幾人かの研究者によって言及されてきたが、沖縄の罰札制度と社会教育との関わりを対象としてその全体像を提示した研究は本研究が最初である。

沖縄社会教育の特徴は、本論文で解明されているように、制度的枠に収まらないが故に保持しえたエネルギーの大きさに典型的に象徴されている。戦後、本土では早い時期から青年団運動の停滞が喧伝されていたが、民俗芸能である「エイサー」の活動を軸とした沖縄の字青年会は、長い間その停滞とは無縁であった。現在でも、生産、消費、子育て、相互扶助、福祉、納税、自警、祭祀などといった、極めて広範囲にわたる活動領域を有する集落の社会教育の姿がそこにはある。こうした習俗としての社会教育の強靱な教育力の分析を通して、「社会教育観の拡張」をもたらしている点も本論文の意義の一つである。それは、習俗のもつ教育機能を「教育資源」として捉え返すと同時に、歴史の中で展開されてきた「教育」自体をひとつの「習俗」として対象化する視点の獲得を意味している。本来人間に備わっているはずの自律的学習能力の再生のためは、生活圏に伏在する「教育機能」を改めて問う必要があるが、その際、本論文で明らかにされた「習俗」と繋がる回路を有する沖縄社会教育の事例は、多くの示唆を与えている。

『字誌』の分析や「聞き書き」などの調査を通して、方言札を学校の中で内弊した現象ではなく、あくまでも「習俗」として地域に広く根ざして存在していた罰札との関連から読み解き、その多様な使用形態や言語生活の実態を検証していること、そして、「モーアシビ」から「エイサー」への習俗の継承性を社会教育の視点から初めて明らかにしていることも本論文が高く評価される点である。「エイサー」に関しては、これまで山城千秋などを中心に社会教育学上で論じられてきたが、これと密接に関係しているモーアシビや馬手間の習俗が正面から扱われることは殆ど無かったからである。

本論文は以上のような意義を有するとともに、いくつかの課題も残されている。その一つは、本論文で取り上げられた集落の罰札制度が沖縄本島及びその周辺島嶼に限定されており、宮古諸島や八重山諸島の先島の事例が皆無であることである。先島に罰札制度がもたらされたのは近代になってからであるが、先島は「シマの学び」を支える社会経済構成も本島周辺とは異なっている。また、宮古島にも地割制度があったが、本島周辺のものとは様相が異なっている。宮古島は王府時代は、本島には存在しない厳しい「人頭税」が課せられた、琉球王国のいわば「植民地」に該当する場所であった。奄美の方言札についても同様である。奄美諸島は尚寧王の治世にあった1609年の薩摩の琉球侵攻により、琉球王国から切り離されて薩摩藩の支配下に入るが、そのため、沖縄本島とその周辺の南島村内法の存続とは経緯が異なっている。こうした地域における研究のいっそうの広がりが求められる。

第二に、「土俗の力」が体現する「共同体至上主義」と個の論理を優先させる戦後市民社会の論理との矛盾をどのように調整していくかについて問題の指摘に留まり、具体的な提言として結実していないことである。本論文では、課題の解決には「社会教育行政の関与が欠かせない」（第1章第3節）としているが、現代における沖縄社会教育行政の特徴とその問題点に踏み込んで論究する必要がある。神女となる女性に多大な重圧をかける現在の沖縄の神事の在り方と市民生活との間の調整に関しても同様である。また、モーアシビの習俗が成り立った戦前までの時代に対して、現在のシマ社会、あるいはこれからのシマ社会と習俗、社会教育をどのように考えていくのかについても研究の深まりが求められる。

これらの課題については、本人も十分に理解しており、今後の研究に生かされることが期待される。

南島村内法の罰札制度の在り方の検証を通して、習俗としての社会教育が果たしてきた役割を明らかにし、多くの学問的知見を提供している本論文を総合的に判断して、審査員一同「博士（教育学）」の学位を授与するに値するとの結論を得たので、ここに報告する。